

平成29年 第4回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	平成29年12月13日（水）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	平成29年12月13日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1 番 村上 要二郎 2 番 林 康 彦 3 番 池 本 光 章 4 番 大 西 幸 江 5 番 藏 谷 重 文 6 番 寺 下 満 憲 7 番 平 山 和 昭 8 番 前 田 省 二 9 番 10 番 土 居 計 彦 10 番 11 番 池 本 興 治 11 番 12 番 松 原 彌 一 12 番 13 番 亀 井 文 男 13 番 14 番 濱 田 高 嘉	
不応招議員	檜 垣 一 成		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	不応招議員のとおり		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 健康推進課長 農林水産課長 魚 島 支 所 長 消 防 長 企画財政課長 広報情報課長 住 民 課 長 税 務 課 長 建 設 課 長 管 財 課 長 商工観光課長 公営事業課長 公共交通課長 生涯学習課長 学校教育課長 海 光 園 長	宮 脇 馨 村 上 和 志 濱 田 和 保 古 本 正 大 本 一 明 森 本 英 隆 小 林 薫 中 辻 洋 杉 田 和 房 蓼 原 洋 樹 今 井 稔 黒 瀬 智 貴 越 智 康 浩 荒 井 健 澤 田 一 政 中 濱 淳 一 河 端 光 法 池 本 雅 則 多 田 恵 一 村 上 和 彦

議員・職員 以外で会議 に出席 した者			
会議に職務の ため出席 した者の 職氏名	1	議会事務局長	東 秀彦
	2	議会書記（臨時）	久保 真弓
町長提出議 案の題目	1 専決処分の承認を求めることについて （平成29年度上島町一般会計補正予算（第3号）） 2 上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例 3 上島町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例 4 上島町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例 5 上島町岩城農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例 6 上島町岩城観光センター条例の一部を改正する条例 7 上島町津波コミュニティアイランド条例の一部を改正する条例 8 上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 9 上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 10 上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 11 平成29年度上島町一般会計補正予算（第4号） 12 平成29年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第2号） 13 平成29年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号） 14 平成29年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号） 15 平成29年度上島町CATV事業会計補正予算（第1号） 16 平成29年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号） 17 平成29年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号） 18 平成29年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号） 19 平成29年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号） 20 平成29年度上島町上水道事業会計補正予算（第1号） 21 上島町特定環境保全公共下水道弓削浄化センター再構築の建設工事 委託に関する協定の一部変更について 22 上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について 23 上島町スポーツ合宿村公園の指定管理者の指定について 24 上島町弓削高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について 25 上島町岩城高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について 26 上島町生名デイサービスセンターの指定管理者の指定について 27 上島町岩城農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について 28 上島町岩城観光センターの指定管理者の指定について 29 上島町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について		

その他の 題 目	1 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書 2 「年金支給の毎月払い」「年金支給開始年齢の引き上げは行わないこと」を求める請願 3 民間航路業者存続に関する請願書 4 公共事業等町行政に対し反社会勢力若しくは利害関係者等からの不当な干渉等を許さない決議について 5 議員派遣報告について(魚島国保診療所改築工事安全祈願祭) 6 議員派遣報告について (第72回国民体育大会(愛顔つなぐえひめ国体)) 7 議員派遣報告について(平成29年度第2回町議会議員研修会) 8 議員派遣報告について(上島町文化祭総合開会式) 9 議員派遣報告について (議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会) 10 議員派遣の件 (平成30年上島町上島町成人式) 11 議員派遣の件 (平成30年上島町商工会年賀交歓会) 12 議員派遣の件 (平成30年上島町消防出初式)
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)
会議録署名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 2番・議員 林 康彦 3番・議員 池 本 光 章
会 期	平成29年12月13日～12月25日(13日間)
傍聴者数	11名(男 11名・女 0名)

◎ 開 会

○(濱田 高嘉 議長)

おはようございます。ただ今の出席議員は13名です。なお、本日、檜垣一成議員から欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

直ちに平成29年第4回上島町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(濱田 高嘉 議長)

まず、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番・林 康彦議員、3番・池本光章議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(濱田 高嘉 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 平山議員、お願いします。

(平山議員、登壇)

○(平山 和昭 議員)

皆さん、おはようございます。寒い日が続いておりますが、体調には十分気を付けて良い年を迎えてください。

議会運営委員会の協議結果について、ご報告いたします。

平成29年第4回定例会の開会にあたりまして、去る12月5日、議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日から12月25日までの13日間とし、議事日程についてはお手元に配布のとおり進めることに決定いたしました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

(平山議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りします。ただ今、平山議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありました。本定例会の会期は、本日から12月25日までの13日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月25日までの13日間とすることに決定しました。

日程第3、行政報告

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

おはようございます。行政報告を行います。

まず最初に、少し時期はずれましたが、10月の国体に際しましては、町民の皆様をはじめ本当に多くの方々のご協力、ご支援によりまして、参加された、全国から参加された選手の方はもちろん関係各団体関係者各位、本当に喜んでいただけたのではないかと考えております。ありがとうございました。このスポーツを期にですね、この国体を機に、また軟式野球といったものの素晴らしさ、これを見直し、また広めていける、そういう交流を進めて行け

る、そんな取り組みができたかと考えております。ええー、今この時期、役場内では来年度の予算編成に向けた取り組みが急ピッチで進んでおりますが、皆さんご承知のとおり厳しい財政状況の中でどのような編成ができるかという事で、財政担当課をはじめ苦慮しております。

先般、役場内でも若手職員を対象にした財政状況の勉強会を開催させていただきました。その中でも若手職員の方々、まあ、当然これ役場の職員だからそういったことはある程度理解されているのではないかというそういう思い込みがどうもあったようで、意外とそういった内容、詳しい内容について、ほとんど知られてないというのを改めて痛感しております。その後、起債の状況、まあ過疎債とか、辺地債とかいろいろな起債がございますが、そういった借入状況、そういったことについても重ねて勉強会を開かせさせていただいております。その中でも、やはり、こういうシステムになっているんだというのが、まあ、あったわけなんです、これはまだまだ、役場全体としての共通認識がもちろんなんです、議会の皆さん方、それから町民の皆さん方、この町が一体となってこの財政状況を正しく理解していただいて、把握していただいて、その上で自分たちが、この町が何が出来るか、どういう体制で進むべきか、このことについてですね、しっかりと考え直す機会を作って行きたいと思っております。その上で、まあ必要最小限の投資でどうやってこの町を、元気を取り戻していくか、そういった取り組みが必要になるんじゃないかと思っております。そういった意味で、今回の平成30年度の予算編成、かなり厳しいところもございますが、この見直しをかけた厳しい予算編成になるかと思っております。

それから、懸案でございました交通体系の方でございますが、先週、因島の商工会議所の方に出向きまして、今、9月議会で承認していただきました調査費の方、その調査状況、そういったもののそこへ至るまでの経緯と、それから今後のタイムスケジュールや取り組み方、そういったものに対して説明させていただきました。ええー、その中で一応因島側としては、好意的に支援したいという、そういった感触を受けております。

それから、荒廃農地の利用集積や、また、そういったことや活用した農業の方の分野では、4,000本のレモンの苗木の手配をしまして、それをこの3月ぐらいから新植していったらということでレモンの産地のもう1回再編成と言いますか、強化ですね。こちらの方の取り組みにつきましては、現在4,000本の苗木のうち3,207本の予約が入っております。岩城が48人で73%ぐらいですね。それから弓削が12人で18%ぐらい、生名が6人で9%ぐらいとなっております。私自身ちょっと予想以上の応募があって、まあ、半分ぐらいまで行けばかなりその気になったかなとか、レモンに対して目覚めていただけたんじゃないかというふうに思っておりましたが、予想以上に反応が良くて驚いております。これから後ですね、新植の仕方それから育て方、2～3年かかりますけど、その間を十分な役場全体、それから県を巻き込んだそういった産地強化つくり産地再編ですね、そういった動きをしっかりとやらしていただきたらと思っております。

それからもう一つは、弓削高校の魅力化プロジェクトでございますが、こちらの方も11月から始まっております。先生方も講師の方も本当に熱心に取り組まれておりまして、生徒の方たちとも今のところ良好な関係と言いますか、やる気ムンムンで頑張っておられるよう

です。今後とも、まあ、取り敢えず3年生は最後のラストスパート、それから1～2年生はこれからの計画的な勉強スケジュールですね、そちらの方をきっちり練っていただいて、良い成果を出していただけるように取り組んでいきたいと思っております。

そういったことで、あれやこれや、まあ、予算は少ないですけど、それなりにきっちりとした成果を残すために取り組んでいきたいと思っております。ただ、こうしたいろんな取り組みの中で思うんですが、今、こういった財政状況の中で、私たちはどういうふうにどういう政策を展開していくかということになりますが、町民の皆さんが、こういうことをやるべきじゃないかという、そういったアピールと言いますか、思いと言いますかね、それをいかに町と議会が一緒になって、みんなで動かしていけるか、そういう体制づくりも必要ではないかと、そういったことを思っております。

予算が無い中で出来る事、やれる事、そのことを考えながら、みんなで一人ひとりが出来ることをやってみよう、取り組んでみよう、そういう姿勢で何とかお願いしたいと思えます。で、町の方もですね、そういった大きな流れを見ながら皆さんのそれぞれの個々の動きを上手く力の方向、ベクトルを合わせていくような、そういう政策展開をしていけたらと思っております。ええー、予算編成の中では、これとこれをやるという、その大きな目玉みたいなものは特に定めておりませんが、やっぱり皆さんが、町民の皆さんがやりたいこと、取組みたいこと、その辺のことをですね、しっかりとこちらの方から把握できるようなそういう体制を作りながら取り組んで参りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

本日は、議案とそれから予算とですね、ございますが、慎重審議のほど、よろしくお願いして行政報告といたします。

(宮脇町長、降壇)

〇(濱田 高嘉 議長) これで行政報告を終わります。

日程第4、一般質問

〇(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第4、一般質問を行います。

一般質問を通告されております議員の皆様をお願いいたします。

質問は最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとしますので、質問事項毎に行ってください。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

今回の一般質問通告者は2名です。はじめに、池本光章議員の質問を許します。

(池本議員、登壇)

〇(3番・池本 光章 議員)

議席番号3番、池本 光章でございます。本日は、1件の質問させていただきます。

「新規事業等起案に係る取り組み姿勢」ということでお伺いします。

事業の起案については、様々なタイプがあると思います。国からの指導・要請であったり、住民からの提案・要望であったり、既成事業の廃止や改善に伴うものであったり、いろんな状況下で起案されてきたことと思います。

その起案の際には、いろいろな想定を考慮して事業を推進してきたことと思います。そこ

で、合併後の各事業実施について検証していくのが筋だと考えますが、それにはかなりの時間とそれなりの場が必要だと思いますので、ここでは、私が議員になってからの一年間を振り返り町長のお考えを伺います。

船舶「ゆげじま」の建造、そして航路廃止による売却について考えたいと思います。1億2,050万円の事業費に対して売却価格2,200万1千円、補助金返還額1,430万1千円、差し引き1億1,280万円の損失となります。4年7ヶ月ほどの運航でした。

先ほど、損失と申しましたが、その言葉は適切ではないかも知れませんが、航路の廃止という事なので損失と考えるところであります。

いかに考えても起案の検討不足としか思いようがありません。海の駅舎にしてもしかりです。あの場所にシャワーが必要ですか。フェスパにコインランドリーを設置することは考えなかったのでしょうか。フェスパの利用にもつながると思います。この2件の事案について、町長はどうお考えでしょうか。また、事業の起案における町長の姿勢をお伺いしたい。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ただ今の池本議員のご質問にお答えします。

まず初めに「ゆげじま」の件についてであります、実際の収支の内容でございますが、建造費に国費7,832万5千円を充当しておりますので、最終的な町の持ち出し額、これが3,447万5千円となっております。それから、建造と売却に至った経緯でございますが、「ゆげじま」は生名橋整備の影響によって、まあ計画整備と言いますか、なされたものであります、生名橋の整備のあと民間航路事業者が運航していた、弓削島～因島間の航路ですね、これの車両利用がなくなるという事で通勤通学、それから通院等ですね、この利用客に対しての運航ということになりまして、フェリー型から旅客船型への転換が必要となったためにまあ航路事業者に対して、航路利用促進に必要な船舶を建造のうえ無償貸与したものであります。

そういった流れの中で平成23年2月6日の翌日、7日ですね、生名橋開通の翌日に就航しております。ええー、実際に開通前、弓削～因島航路につきましては、約11万人程度の乗降者がありまして、「ゆげじま」が竣工してから10万人弱の乗降者数となっております。年々当然利用者が減少して、それから平成23年の2月7日の就航から平成27年9月30日の航路廃止までの4年8ヶ月で、426,447人という、それから二輪車では、13,413台の乗降がありました。これが利用状況ですね。で、これは生名橋ができる段階で、まあ、当然これはある程度予想されていたというのが現実だと思います。ただこれをまあ、弱者救済として、これをやるのであれば、経営が悪化した場合にどうするかというそういった議論をもう少し早くオープンにして続けるべきかどうかという話をするべきだったのではないかという事は反省しております。こういった事業の取り扱いのですかねえ、難しさと言いますか、経営判断と言いますかね、その辺につきましては、当初の目的が何であったか、

で、どういうふうな経緯でこれをやったのか。それに対して、今、結果が現状がどうですよと分析して、それで、じゃあ、続けるべきかどうかという、その判断についてはですね、もう少し慎重に皆さんのご意見等をですね、反映させるべきではなかったのかと思います。この辺は、深く反省したい点だと思っております。やっぱり、今の段階で実際に困られて一番困られているのは、通院する方々だと思っております。今、いろんな動きがございますが、その中でやっぱり通院される方の動きというのは、本当に何らかの措置を講じざるを得ないと言うか、そういった現況だと考えております。

それから、次に弓削「海の駅舎」のシャワー及びコインランドリーについてですが、この「海の駅舎」の設置目的につきましてはヨットマン、サイクリストですね、こういった観光旅行者と町民の交流促進を図るという目的で建設をされておりますが、まあ、物産等に関する販売が出来ない部分とかですね、情報提供は当然さしていただきますが、観光振興の発展に寄与するためという、そういう動きなんでございますが、ここのところで住民との交流といえますか、こういう視点がちょっと難しかったんじゃないかと。これは設計から、それから建設、それから実際の運営という流れの中でどういうふうになれば良かったのかというのが私自身もちょっとまあ、管理委託の問題も含めましてですね、難しいところがあったのかなと思っております。これは池本議員もご承知のとおりですね、あの一、国庫補助事業という補助事業ですね、それとかあの一交付金事業とか、そういう補助が絡んでくる目的物に対しては、相当なその利用面での制約が入って参ります。で、その辺のことを含まれてどういうふうにして、どういうふうに運営していくかと、こういったことが大切になるんじゃないかと思っております。その辺の議論を十分に踏まえたうえでやるべきだったのかなというのは痛感しております。

ええー、それから最後に、先ほどのこういった事業の起案における町長の姿勢としましてですね、今申しましたような、二点の件にもありますが、実際には町の総合計画、それから計画管理の中で公共施設をどのように整備して行くのか。当然、これから岩城橋開通に向けて公共施設の再編整備が始まって行くわけですが、今までにあったものをまあ、スクラップ・アンド・ビルドですよ、実際にどういうふうに使って行くのか、最終的にどういう形を目指していくのか、その利用形態等も含めましてですね、実際にその施設を誰が使うのか、どのように使うのか。そこからどういうふうなその可能性を導き出すのか。そういったことがこれから必要になって来るのですが、その時のまあ補助事業ですから、最初の概算設計予算要求する前の設計ですよ、これが1年。それから予算要求をする年、それからその次に実施するという、そういう三段階で、最低でも3年かかるという認識を持っておりますんで、そういった時に、どの段階で皆さんの意見を十分練り上げて行くのかという話なんです、昨今の国のそういった補助事業の中では本当にスピードが要求される場合がありますので、これは今の町の計画の中にあるいろんな施設等整備、従前に、前もってそういった利用形態を含めた協議なり関係者ですね、話し合いをしておく必要があると考えております。

で、そういった中で、例えば、生名の公民館がなくなった後の調理をどうするのかという対応、調理をどうするのか話を含めましてね、これをどこでどういうふうに話し合いながら、アウトラインを決めて行くか。で、その中で概算設計をやって、なおかつ運営形態を含めた

どの事業を当てはめて行くのか、そういった詳細設計にもって行って、それからなおかつ予算要求実現するかと。そういった流れになろうかと思しますので、少なくとも3年以上前からですね、そういった計画を綿密に組み立てて行く必要があると思います。これですね、私自身もちょっと不勉強だったんですが、内子町という県の松山の向こうにあります町がですね、各地域ごとに地域振興計画という集落ごとに作っているそうです。これは一つの参考になるんじゃないかと私自身は思っております。ええー、ご承知のとおり、上島町は島の数がたくさんあります。で、それぞれの環境も違います。平成33年度に岩城橋が架かると言ってもそれぞれの島のまあ、住民感情と言いますか、生活習慣と言いますか、そういったものは本当に異なっておりますので、それぞれに対応したような政策というか、行政効率を上げないといけないんですが、どういう物が必要になって、どういう物が要らなくなるのか。そのことについてですね、町民の皆さんの意見をやっぱり集約して行く必要があるのも、その辺の町民目線の町民自身が作る計画みたいなものをもう少ししっかりと作るべきではないかと考えております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

どうもありがとうございます。ええー、町の損失が3,000万くらいという事なんですけど、私が問題としたいのは、要するに航路が廃止になったということについてなんですけど、航路が廃止になったことによる損失というのは国の補助金も含めて、やっぱりそれが全部損失というふうに考えたいわけですね。

そうすると1億2,000、1億1,280万円というお金がなんか凄く勿体ないような気がしますね、ということがまあ特に言いたかったわけで。それで今、町長のお答えを回答を聞いておりますと、やっぱり綿密なる協議、いわゆる、この船の場合ですと民間業者を含んだ協議ということになろうかと思えますけど、「因島～弓削間の運航の可能性について、民間業者は否定的だった」と聞き及んでおります。どうも「協力的ではなかった、無理なんではなかろうか」というようなことも私は聞いておるんですが、という事は、「行政サイドからの強引な指導があった」と私は考えております。この点について、どのように町長は把握されておりますか。

また、交通弱者の救済のための手段と捉えるのであれば、新造しなくても中古船の配備をもって対応する。それで様子を見て可能性があれば、それなりの船をまた用意する、そういったことも十分考えられる、たと思います。この点についていかがでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、国費も含めました事業費の考え方については、私も仰るとおりだと思います。同感でございます。ええー、いくら国費とは言え、まあ、都会の皆さんが納めた税金かも知れませんが、このことに関してはやはり国全体、それから県のまあ、も含めまして国民全体のそ

ういった税金でございますので、使い方に関してはですね、本当に無駄は許されないというのは、基本的な考え方だと思っております。

それからですね、航路廃止に至った経緯についてはですね、私の方はちょっとそこまで調べるすべと言いますか、何故こうなったのかというのは、わかっておりません。申し訳ありません。これはあの一、まあ、どのような判断でこういうふうなことになるのかというのは、当時、議会でも多少いろいろ問題になったというふうに認識はしておりますが、その間のやり取りも含めましてですね、ちょっと私の方は認識不足でございまして申し訳ありませんが。ただ、これから先にですね、先ほども申しましたけども、弱者救済のために造ったのであれば、じゃあ、そこで失われた弱者はどうなるのかというのは当然問題になって参ります。今、航路再編も含めまして、交通体系の見直しを今、急ピッチでやらしていただいておりますが、この中にですね、実際どういう経路を通して、まあ、通院でありますとか、通勤通学、誰がどういうふうに動いているかと。その辺の把握も含めましてですね、出来る限り早く、今の困っている点、これを少しでも早く試行錯誤ではないですけど対応して行くのが取り敢えずできることではないかと思っておりますし、町は町民のために動かなければならないという至上命令でありますので、それは取組まなければならないと思っております。

その時に、先ほど言われました、「この航路に船を復帰する」というよりは他のまあ代替の案と言いますか、そちらの方でクリアして行った方が効率的で安く上がるんじゃないかというふうな認識を持っておりますが、年が明けて直ぐですが、交通弱者に対してのその考え方についてですね、公共交通の審議会の方でちょっと議論していただくように予定しておりますので、その辺りのいろいろな考えも含めましてですね、再度、その辺のことについてはですね、考えをまとめて、早くまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

まあ、交通弱者のための交通手段という観点において、引き続き十分な検討をお願いしたいと思います。

続いて、「海の駅」なんです、ヨットやサイクリングの事は考えなくては良いと言っているわけではないんです。十分その辺も考慮すべきだと思いますが、ヨットやサイクリングを楽しむ人たちは、それなりに裕福な人たちではないかなと私は考えております。その人たちに島を満喫していただく、そのためにもフェスパまでご案内する。その方法論の一つとして、シャワー、コインランドリーが出て来るんじゃないんですかね、と私は考えるんですが。

わざわざ大金をかけて、旧消防庁舎を取り壊して、またまた大変なお金をかけて建屋を建築する、そういった予算があるのであれば、もっと地元住民に目を向けることができるのではないかと、そうは思いませんか。弱者救済の行政であってほしい、この点について町長はどうお考えでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、「海の駅」につきましてはですね、確かにあの一、ご指摘のようにヨットマンとかサイクリストというのは、ある意味富裕層の方が多くございます。この辺は皆さんも共通認識だと思いますが、ただ、この中で町が目指すべき方向性として、そのヨットマンとそのサイクリストとですね、そういった方々と町民の皆さんがいかに交流できるか、そこにですかね、交流人口とか関係人口とか言われますが、そういった方々を増やしていくというのも大きな目的だったと思います。その仕掛けが十分練られてなかったというか戦略としてですね、ソフトの方ができてなかったというのはご指摘のとおりだと思います。これが、これから先、町政を進めるにあたって、箱物が出来たけど、中に魂をどうやって入れるかという、そういう議論になろうかと思います。仰るとおりだと思います。

で、先ほども言いましたけれども、それだからこそ、計画段階で誰がどういうふうに関わっていくのかどうかという、そういうソフト戦略も含めたハード戦略を立てないといけないという事は、あの一、こういう小さい自治体では特に必要になって来るんじゃないかと思っております。

ですから、今後は、そういったソフトをどうするのか戦略を立て直す事、弓削の「海の駅舎」についてですね。それと他の施設も全部そうなんです、そういったソフト対応、その有効利用をどう図るか、どちらの方向に向けて行くかという、そういった戦略をきっちり立て直したいと思っております。以上です。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員、最後にしてください。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、「海の駅舎」の利用状況なんです、まあ全体的に見て1日15人ほど、海の駅に関しては、1日5人ほどというこの7ヶ月間ほどですかね、実績が出ておりますので、これをどう評価するというのは、これから先の話になってくると思いますので一応報告させてもらってきます。

それで最後に感想なんです、国の補助があるから安易に事業をやる、その結果その事業の計画性、将来性が軽視されているのではないかと。例えば、国体に向けた「いきなスポレクのグラウンド整備」などはその良い例だと思います。国体時、補助グラウンドの使用は6時間ほどだということだったと聞いております。たった6時間ほどの使用のために補助グラウンドの整備がされた、逆に考えればそういうことも言えると思います。また、国体終了後の使用計画は、考えられていなかったという事です。蛙石荘の厨房の整備も必要だったと聞いておるんですが、それも未だに実施されておられません。

先ほど提起させていただいた「ゆげじま」の竣工、弓削「海の駅舎」この2件の事案についても、強引な事業をするための強引な起案理由でしかないような気がします。今後は、十分に精査されて起案に望まれますようお願いいたします。これで私の質問は終了いたします。ありがとうございました。

(池本議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで、池本議員の質問を終わります。

続いて、寺下議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

○(6番・寺下 満憲 議員)

議席6番、寺下満憲です。ええー、まず最初に苦言を呈しておきたいと思います。

先の9月議会において、旧海光園、コピー代金の一般質問をしました。「海光園については、施設管理をして参ります」という答弁をいただいたわけでありましたが、しかしながら、未だ放置状態であり、そして、予算のかからない施設の名称である「海光園」という看板が未だ取り外されてないのが今日ではなかろうかと思います。そして、コピー代金の件にいたしましても再三あり方や捉え方の問題を一般質問で述べて参りましたが、しかしながら、この質問が活かされず、残念ながら住民監査という請求を求められた、このように至ったわけではありますが、このことは誠に遺憾であり残念に思っております。

さて、それはそれといたしまして、議長の方から許可をいただきました、一般質問通告事項に基づいて、「生名船舶事業方針を表明をせよ」ということで、住民と日本共産党を代表いたしまして、質問をして参りたいと思います。

上島町では、船長2名程度、機関長1名程度、甲板員1名の正規職員と併せて立石港務所の事務を執る非常勤職員、いわゆるパートさんを募集していますが、これは町長が就任以来「生名船舶事業は、旧生名村時代に、当時の運営方式へ戻す」と答弁をしてきたこと事、このことへの実現だと私は思っております。町民、議会に説明をなくして、具体的なものが今日まで何一つ見えてきていないのが、見えて来ていません。このことによる将来への運営方式を、方針をこの場においてご答弁を願えればと思い質問をいたします。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ええー、先ほどの生名船舶事業の方針についてお答えいたします。就任依頼ですね、交通体系の再編成ということで、これは岩城橋開通に向けた時間との戦いになるという認識の基にですね、進めさせていただきたいということで、ただ今ご指摘がありましたようにですね、この中身につきまして、いろいろあの一航路業者さんとの交渉等もありましたので、皆さんへの時系列でのご説明が十分に出来なかったことは、この場をお借りして謝らさせていただきます。陳謝させていただきます。

それから、基本的なスタンスとしましては、やはり生名航路につきましては、あの一、上島町のやっぱり生命線でありますので、元の生名村時代の方式に戻して、それから体力をきっちりつけてしっかりと航路の全体の交通体系の再編を図ったうえで、これを組み立て直すというのが一番良いのではないかと考えておりましたので、この6月にですね、弓削汽船さんとお話を、1回目のお話しをさせていただきました、一応、「来年の4月からそういったことで運航させていただきたいので、まあ契約更新はしないで、そのまま生名船舶と

しての取り組みをやりたい」というふうに通知をしました。その時点でですね、弓削汽船さんは、「それならば今の船員さんをちゃんと補償してほしい」と、「身分を保証してほしい」という事だったんで、当然私どもとして、まあ、「生名船舶の方に移っていただいてそういった動きをしたい」ということで考えております、おりました。

ところが、その後でですね、少ししましてから、2、3ヶ月かですね、後に弓削汽船さんの方から他の航路業者さんとも一緒に来たのもあったのですが、考え方が変わられたようで、「その航路を残したい」というか、「続けたい」というふうな意向を示されました。ただ、私どもとしては、これはやっぱり今は委託している内容でございますので、それについてやっぱりあの一その後のこともありますので、迅速な航路再編等をですね、図らねばならないということで、再度まあそういうことで、私どもは「そういう考え方でやらしていただきます」ということをお伝えしております。

で、この間にですね、まあ従前からありました、生名船舶会計の経営状況の中で、現在、弓削汽船さんに委託している金額とかですね、そういったいろんな資料等をですね、検討さしていただきまして、現在、弓削汽船さんに委託しております金額は、設計金額でいきますと週7日のうちの2日分これが5,440ちょっとですね、そのぐらいの金額になります。それで逆にですね、それを計算しますと、年間でこれを全部委託した場合はどうなるかということになりますと、1億9,000万ちょっと超えます。ということはですね、今の年間の売り上げの合計、これが運航収入だけで、2億1,560万円ぐらいになるんですが、その辺を考えると、これで果して良いのかという話もございましたので、これは確かに民間に委託したら安く上がるという何かそういった認識があったんではないかと思いますが、この部分もちょっと見直す必要があるんじゃないかというふうに今考え直しております。

それから、この設計の中にですね、実は今、生名船舶が運航しておりますのは、大体繁忙期で5名それから閑散期ですと4名でクルーを回しております。この設計の中身をちょっと精査さしていただいたのですが、これは契約内容の中の設計書の方は、7名でこれを積算を起こしております。で、なおかつですね、そのまあ、それぞれの単価というのはこれしかなかったという当時のあの一、これを起こしたときの前任者の方のお答えでは、「こういう積算しかなかったんだ」というお答えだったと思うんですが、まああの一、一般的に言われます「高級船員」3万何がしかの日当ですね、それから機関長もまあ、そういったことで、船長2人、機関長2人、船員が3人と、そういった積算内容になっております。これはちょっと厳しいなというふうに考えております。

ですから、その辺のこともありましてですね、これは一度しっかり見直して、新しい体系を組み直す必要があるのではないかと考えております。で、基本は、元の生名のパターンですね、これに戻して、皆さんの利用形態を良くする、使い易いフェリーにする、それが一番の考え方であります。

で、それでまあ当然、安全面、サービス面を向上する、させたい。それがベースになっておりまして、それを組み替えて行きたい。ただ、今の段階で先ほど言いました弓削汽船さんの方が、船員をこちらへ一番最初に言われました、「身分を保証してほしい」という意味合いで、こっちが「受けます」と言ったのに、今、全然応募していただけません。この事に関

して、どういうふうな対応をすべきかというのは、本当にまあ、ギリギリまで今、私どもも待ったんですが、その対応が受けてもらえないということになりますと、他の方を探さざるを得ないという、そういう苦汁の決断を迫られているのが現状であります。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

私もあの一、生名船舶においては、町長が考えているように、生名村時代に返っていく、このことは賛同するわけであります。ええー、しかしながら、この問題、平成の22年、23年頃にかけて、まあ、町長も議席におられた当時、論議がいろいろ出されておったわけですが、ええー、その当時いろいろ、私議員でなかったんで良くわからんので、いろいろ聞き合ったり、調べて見ますと、当時、この一部委託においては、「議会においても、やってはいけない」というような声があり出ていないんですね。委託するに当たって、委託料がこれで良いのか、職員の雇用はどうなのか、第三セクターにしてはどうなのか。そのような意見しか出ず、いつのまにか委託業務に移っていたんですね。住民から見たときには実に不自然な形だったんですね。公共事業の一部に民間が参入する、不変則的な運航方式になってしまった。

そして、待合室の事務仕事にいたしても、ええー、何らかおかしい公金を民間人が扱う、このような不自然、不合理なことが行われて来たわけですね。ここで改めて行くことが最善だと私は思っていますし、生名村時代にも券売機や料金収集ボックス等いろいろ試みましたが、最善の策として、合併前まで運航を充実して行って来たわけであります。だから、私はこのことには賛同しますが、この件に当たっては、先ほど町長は陳謝をしましたけれども、もっと切り替えの段階に入る前に議会になぜ相談しないのか。私は、そこに今回の質問の疑問点を投げかけた質問をしとるわけなんですね。今、大変困っているという事は私自身、話の中で漏れ聞いています。船員さんが不足している日本の現状の中で、船員確保は大変な苦勞だと思います。そして、今まで業務委託しておりました弓削汽船さんの労働者の身分を保証して行くためには、何としても町が雇用していかななくてはならない。このことが一番の問題だと思います。

しかしながら、相手があることで困難を来している。では、どうしていくのかというこの段階に入り、4月からの運航形態を本当に変えていくことが出来るのか。このことをもっと議会で論じていかないといけないのではないかと私は思っておりますが、その点はどうですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、仰るとおりの部分はあると思いますが、ただ私どもとしましては、まあ契約の仕方と言いますか、そちらの方が、おそらくですね、最初にこの契約を締結にしたときに、先ほど寺下議員が仰られたとおり、議会にそういう形態とか、そういうのが上がって来なかった

という、その中身が正にそのとおりだと思ひまして、この契約が3年間ずつという契約になっておりまして、たまたま今回、この来年の3月でその3年目と。その3ヶ月前に当然相手に通告しないといけないという、そういった流れがありまして、その中でですね、私どもは出来るだけ早くそのことを相手に通告して、それを先ほど言われましたように、現在の船員さんの身分を確保したいと。そういったことがありましたんで、まず最初に相手方にその旨を伝えて、その後ですね、ええー、ある程度固まった時点で議会の方にこれを上げて行く方が良いのかなという判断をしておりましたので、ただ、その後あまりにも2転3転し過ぎた経緯がありまして、この状態ではちょっと議会にその詳しい内容を報告できなくなってしまうみたいなのところがありまして、その点についてもお詫びしたいと思います。

ええー、本当に、あの一、最初の一、一番最初の6月の話では、これでもうすんなり契約とかができる契約をまあ、締切りといいますか、おしまいにして次のステップに入れるとそういうふうに思っていましたんで、その後あまりにもこう変化があり過ぎてですねえ、ちょっと報告が遅れてしまったというか、こういう事態に至っております。これは、ちょっと今、本当に実際に雇用されている船員さんの身分を何とか確保したいというのが、まあ、こちらの本音であります、それにしても、そのためには何としても応募していただけないと採用できないという、そういうジレンマがございます。

その辺も含めてですね、ええー、もう少し今の現況を理解していただいて、これが目処が立てば、そういった意味でですね、これから後をですねえ、動きは当然皆さんにご報告はさせていただきますと思っております。今の感覚、スケジュールですね、何かは、年明け早々から次の4月以降の、その一運航体制に併せたいろんな申請等が入って来ますので、それを早急にやらないといけないというところまで来ています。で、この時点で応募していただかないと、ちょっと私共の方としても苦汁の決断をせざるを得ないのかなと思っております、今の段階ではそういったところです。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

町長、ちょっと私と捉え方が違うんですね。あの一、議会に説明する段階にはね、やはりこういった大きな変革を行うとき、もう進み出してじゃなしにね、こういう方向に変えて行きたいんだいうときに議会に相談をしておかないと。もし、あなたが何ぼ、委託業務を切っても、議会の予算や承諾なくしてすることができないんですね。

フェスパの問題にしても、私は同じだと思うんですね。あなたの頭の中で何を転換しよう、それはあなたの頭の中であって、議会に認めていただかないと何も進んでいかないのが行政と議会の役割ではないんですか。

そして、この生名船舶の問題にしても、弓削汽船さんだけの問題じゃないんですね。三阪回漕店さん、自販機を設置している角商店さんですかね。そういった人たちとこのように契約をそれぞれ結んでおるんですね。弓削汽船さんがいくら町の方が「業務委託を取り止めますよ」と通知しても、本人が承諾しないと前に進んで行かないでしょう。契約書の中の内容においては。そこらを私はどう捉えながら進めて行っているのかなあいう、まあ老婆

心言うたらおかしいけれども、そういったことが気になって仕方がないんですね。それぞれ、こうして皆契約書に謳われていることを一つずつクリアしていかないと。

フェスパの問題にしても、後ろに大きな岩がのしかかるとるから、あなたの一枚岩では碎けないんでしょう。この弓削汽船にしても、私は、大きな岩が後ろにのしかかるとんか、襲いかかるとんか知らないけれども、なぜ議会が一丸となって、行政と議会が共に力を合せてクリアをして行く方針を立てないのか。議会はいつでも門戸を拡げて待っとんの、あなたは一つも議会に相談しない。前任者も議会に相談しなく進む中で、町民やいろいろな方々からの不満が出ながら、あなたに何とかしてほしいと託して誕生したのが宮脇町政である訳ですね。それを同じ事の繰り返しをすることによって、今、いかに町民の方々が不幸に陥ろうとしてるのか。

夢も希望もない、選挙に基づいての争いがいつまでも続いて行く。こんな上島は死の町になって行く、私は懸念するわけであります。4月から生名船舶が走らなくなったら、町民はどうして行くのか。もっと胸襟を開いて、業者と話し合いを持っていかないと私は解決の道はないかと私は思っておりますが、その点はどうですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

私の考え方を議会の方にですね、もう少し十分に説明して行くというか、そういうスタンスがなかったことは本当にお詫びいたします。

ただあの一、去年の12月の段階で、生名村の時代のやり方に戻させていただくというお話をしたことによって、それを進めていくというのは認めていただきたかったので、そのことに関してはある程度理解をいただいていたものだという認識を私自身持つとんたんで、その辺はちょっと甘かったと自省しております。やっぱりですね、そういった交渉の方になりますと、先ほども言いましたが、相手方とのどういう動きになるかという事はいっぱいあります。先ほど言われましたように、本当に大きな岩が後ろにでっかりとあるのは本当によく承知しております。

で、それに対して、どういう動き方したらその岩を退かせることが出来るのか。そういう事を含めましてですね、やっぱり戦略なり、作戦なり、こういったものは本当に必要だと思っております。これから先の進め方につきましてもですね、まあ、タイムリミットがありますから、そうは言いながら、これだけはやらないといけないというやり方とかですね、そういったのもありますので全力を傾けてですね、問題を一つずつクリアにしていくしかいけないと思っております。この辺は、本当に厳しいところだとは思いますが、いろんな動きがありますので、それを一つずつクリアしていくしかないということのでがんばりたいと思います。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

あの一、もう最後になろうかと思うんですが、ええー、まあ町長さん、言葉にしないと物

事は伝わって行かないのでね。あなたがいくら去年の12月に「生名村時代に返したい」と言っても、それだけじゃ伝わって行かないんですね。事務所の件にしても、7名募集するんが本当に7名必要なのか、生名村時代2名でしていたんですね、あそこの業務。そういったことを考えて行くなれば、もっともっと経験のある人とか、いろんな人の知恵を借りながらしていかないと、「委託業務を7名程度でやっていたから業務廃止して7名でします」というたら何のために委託業務を止めて行くのか。

そして、この1年間あなたは、弓削汽船さんに委託している業務にしても、どの業務にしても、1年間改革しようと努力する検証をしてきたですか。どこに不都合があって委託業務を止めて行くのか。そのことをきちっと打ち出していないと、ただ、まあ最前いろんな数字的なことを直営ですと、何ぼで二日ほど弓削汽船さんがかかって何ぼいう数字を言っていましたか、そういうことを一つずつ検証しながら、そのことを弓削汽船さんにも、「これでは、委託ではこの金額で出す事ができないから、これになるから業務委託は難しいですよ」とか、具体的に話していかないと、ただもう「4月から打ち切りますよ」ということになるかと相手方はなかなか受け入れることは困難になって来るんよね。今、本当に船員さんと委託業務、ええと、港務所の委託業務は今日までの応募ですね、あれ人数的に、課長さん受け付けは何人ぐらい来とんですか。

○(河端 光法 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 河端課長。

○(河端 光法 公共交通課長)

えっと、まだ今日までなんですけれども、昨日までの時点で1名で、もう1名応募してくる連絡はありました。問い合わせで「できたら行きたい」というのが2名ほど連絡をいただいております。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員、最後にしてください。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、その今の応募者2名、まあ4名になるかわからないけれども、では、委託業務しておられた生名回漕店の方へ勤めておられた方は応募してきていないということですか。その中の何人かも応募はしてきとんですか。

○(河端 光法 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 河端課長。

○(河端 光法 公共交通課長)

今、回漕店で勤められている方も応募、その中には入っております。

○(6番・寺下 満憲 議員) はい、ほんだら時間が来ましたんで、どうも。

(寺下議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで寺下議員の質問を終わります。

最後ですけども、私から一言、理事者側にお願いを改めていたします。

私が議長就任に当りまして、挨拶の中で述べました、ちょっと異例になりますけども、5

項目の要望を理事者側にいたしました。そのうちの最初にですね、「出来るだけ事前に情報の提供をしてください。開示をしてください。情報の共有をしましょうと、図っていきましょう」ということをお願いいたしました。これまでの質問等々では、これがきちっとされていないように思いますので、改めてここで理事者側に申し入れて議会对応に十分な気配りをしていただきたいということを申し添えます。

これで、一般質問を終わります。

これから１０時００分まで休憩いたします。

(休 憩 : 午前９時５０分 ～ １０時００分)

日程第５、議案第８６号

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、会議を再開いたします。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第５、議案第８６号、「専決処分の承認を求めることについて（平成２９年度上島町一般会計補正予算（第３号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

それでは、議案第８６号、「専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第１７条第１項の規定により、下記のとおり専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

１．事件 平成２９年度上島町一般会計補正予算(第３号)、２．処分年月日 平成２９年１０月２日。

提案理由といたしましては、第４８回衆議院議員総選挙が平成２９年１０月２２日執行となり補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、杉田企画財政課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(杉田 和房 企画財政課長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田企画財政課長。

○(杉田 和房 企画財政課長)

それでは、補正内容について説明いたしますので予算書の１ページをお願いいたします。

第１条にございますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１，０５０万円を追加し、総額を６６億９，８５０万円としました。

次に主な内容ですが、７ページをお願いいたします。

歳入ですが、１３款３項１目、選挙費委託金として、衆議院議員選挙費委託金８００万円計上し、１７款３項１目、財政調整基金繰入金を２５０万円追加し、歳入補正合計を１，０

50万円としました。

歳出ですが、8ページをお願いいたします。2款4項6目、衆議院議員選挙費として、投・開票管理者等の報酬、職員の時間外勤務手当等選挙執行に必要な経費総額1,050万円計上しました。

以上で、一般会計補正予算(第3号)にかかる「専決処分の承認を求めることについて」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第86号、「専決処分の承認を求めることについて(平成29年度上島町一般会計補正予算(第3号))」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第86号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第87号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第6、議案第87号、「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第87号、「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、指定管理期間を3年間から5年間に変更することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、池本生涯学習課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(池本 雅則 生涯学習課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本生涯学習課長。

○(池本 雅則 生涯学習課長)

それでは説明させていただきます。

現在、スポーツ合宿村公園の指定管理につきましては、条例に基づき指定期間を3年間としていますが、上島町公の施設における指定管理の指定の手続きに関する条例第5条の規定に基づき、公募によらないで指定管理者の候補者を選定しています。

株式会社いきなスポレクは、町が出資している法人であり、指定管理を行う上島町スポーツ合宿村公園の設置目的を効果的に達成すると共に滋養効果が期待できることが見込まれる事、また他に申し込まれる団体等もないことから指定期間を３年間から５年間に改正するものです。

参考資料の 1/1 ページをご覧ください。

第 14 条の指定管理者の管理の期間を 3 年から 5 年間に改正いたします。

附則としまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第 87 号、「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 88 号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第 7、議案第 88 号、「上島町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第 88 号、「上島町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、指定管理期間を 3 年間から 5 年間に変更することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、大本健康推進課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康推進課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

はい、提案理由につきましては、先ほど副町長が述べたとおりになりますが、現在、上島町高齢者生活福祉センターの指定管理につきましては、条例に基づき指定管理期間を 3 年間としております。上島町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条

の規定に基づき、公募によらないで指定管理者の候補者を選定しております。現在の指定管理者であります、上島町社会福祉協議会は、公共的団体であり、また他に申請を行う法人等もないため、指定管理期間を３年間に５年間に改正するものとなります。

参考資料の 1/1 ページをご覧ください。第 8 条の指定管理者の管理の期間を 3 年から 5 年間に改正いたします。

附則として、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することといたします。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」、「ありません」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第 88 号、「上島町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 89 号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第 8、議案第 89 号、「上島町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第 89 号、「上島町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、指定管理期間を 3 年間に 5 年間に変更することに伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、大本健康推進課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康推進課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

現在、上島町デイサービスセンターの指定管理につきましては、条例に基づき指定管理期間を 3 年間としていますが、上島町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条の規定に基づき公募によらないで指定管理者の候補者を選定しております。現在の指定管理者であります、上島町社会福祉協議会は、公共的団体であり、また他に申請を行

う法人等もいないため指定管理期間を３年から５年間に改正するものです。

参考資料の 1/1 ページをご覧ください。第 7 条の指定管理者の管理の期間を 3 年から 5 年間に改正いたします。

附則としまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することといたします。よろしくをお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第 89 号、「上島町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 90 号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第 9、議案第 90 号、「上島町岩城農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第 90 号、「上島町岩城農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、指定管理期間を 3 年間から 5 年間に変更することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、森本農林水産課長から説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○(森本 英隆 農林水産課長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

現在、上島町岩城農水産物処理加工施設の指定管理につきましては、条例に基づき、指定期間を 3 年間としておりますが、上島町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条の規定に基づき、公募によらないで指定管理の選定をしています。

現在の指定管理者である株式会社岩城物産センターは、町が出資している法人であり、また他に申請を行う法人等もいないため、指定管理期間を 3 年間から 5 年間とするに改正するものです。

参考資料の1/1ページをご覧ください。第5条の指定管理者の管理の期間を「3年間」から「5年間」に改正いたします。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。以上、よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第90号「上島町岩城農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第91号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第10、議案第91号、「上島町岩城観光センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第91号、「上島町岩城観光センター条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、指定管理期間を3年間から5年間に変更することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、澤田商工観光課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(澤田 一政 商工観光課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

現在、上島町岩城観光センターの指定管理につきましては、条例に基づき、指定管理期間を3年間としていますが、上島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらないで指定管理者の候補者選定をしております。

現在の指定管理者である株式会社いわぎ物産センターは町が出資している法人であり、また、他に申請を行う法人等もないため、指定管理期間を3年間から5年間に改正するものです。

資料の3枚目、参考資料の新旧対照表をご覧ください。条例の第5条、指定管理者の管理の期間を「3年間」から「5年間」に改正いたします。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行することといたします。以上、よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第91号、「上島町岩城観光センター条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第92号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第11、議案第92号、「上島町津波コミュニティアイランド条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第92号、「上島町津波コミュニティアイランド条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、施設の利用状況等を勘案し、利用料金を改正する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、澤田商工観光課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(澤田 一政 商工観光課長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい、資料の3枚目、参考資料の新旧対照表をご覧ください。第6条の津波コミュニティアイランド利用料金のテニスコートについてですが、本施設は15年以上利用がなくコート内も老朽化が著しいため、利用を取りやめとするものです。

続いて、ログハウスの利用料金についてですが、閑散期対策のため9月11日から翌年の6月30日まで及び7月1日から9月10日までの期間中の月曜日から木曜日までを別途利用料金3,090円としておりましたが、運営管理の簡素化並びに利用者へのわかりやすい料金提示を行うため、季節・曜日に関係なく、一律5,140円として統一するものです。

なお、附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行することといたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第92号、「上島町津波コミュニティアイランド条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

○(濱田 高嘉 議長)

ここでお諮りいたします。

町長側から別紙 追加日程のとおり、人事院勧告に伴う条例改正案3件が提出されています。ここで、この3件を日程に追加し、追加日程第1～3として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、本案3件を日程に追加し、追加日程第1～3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1～3、議案第113～115号

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、追加日程第1、議案第113号「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から追加日程第3、議案第115号「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については提案理由が同様でありますので、一括して説明をいただき、その後、議案ごとに順次採決を行いたいと思います。それでは、一括しての説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第113号「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」、議案第114号「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第115号「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、提案理由が同じでございますので一括して説明いたします。

提案理由といたしましては、平成29年8月の人事院勧告に基づき、国の取扱いに準じこの条例を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、古本総務課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(古本 正 総務課長) (挙手) はい、お願いします。

○(濱田 高嘉 議長) 古本総務課長。

○(古本 正 総務課長)

はい、説明させていただきます。

なお、今回の追加議案3件ありますが、主な改正点としまして、1枚の説明資料を用意しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

議案第113号について説明いたします。

平成29年8月の人事院勧告に基づき、国の上位法が12月8日に成立し、その取扱いに準じた措置を講ずるため、この条例を改正するものです。

主な改正として、期末手当の支給月数を0.1カ月分、引き上げるものです。それでは、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」について、参考資料の新旧対照表で説明いたします。

3枚目をお願いいたします。期末手当について第6条第2項の条文、4行目「100分の167.5」を「100分177.5」に改めます。これは平成29年12月1日より適用するものです。

裏側の2分の2ページをお願いします。期末手当について、第6条第2項の条文、3行目「100分の157.5」を「100分の162.5」に改め、条文の4行目「100分の177.5」を「100分の172.5」に改めます。なお、これは、平成30年4月1日より適用するものです。

2枚目の条例文にお戻りください。附則として、この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定は、平成29年12月1日、第2条の規定は、平成30年4月1日から適用とするものです。

以上で議案第113号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。

まず、議案第113号「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」について質疑ありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第113号「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、議案第114号「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑はありませんか。(複数の「説明していない」の声あり)

○(古本 正 総務課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 古本総務課長、一括で説明を、すみません。

○(古本 正 総務課長)

はい、続きまして、第114号の議案を説明いたします。提案理由は先ほどと同じです。主な改正として、期末手当の支給月数を0.1カ月分、引き上げるものです。

それでは、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、参考資料の新旧対照表で説明いたします。

3枚目をお願いいたします。期末手当について第4条の条文、4行目「100分の167.5」を「100分の177.5」に改めます。これは平成29年12月1日より適用するものです。

裏側の2分の2ページをお願いします。期末手当について第4条の条文、3行目「100分の157.5」を「100分162.5」に改め、条文の4行目「100分の177.5」を「100分の172.5」に改めます。なお、これは、平成30年4月1日より適用するものです。

2枚目の条例分にお戻りください。附則として、この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定は、平成29年12月1日、第2条の規定は、平成30年4月1日から適用とするものです。

以上で議案第114号、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

引き続きまして議案第115号について説明いたします。

主な改正としましては、一般職員勤勉手当の支給月数を0.1カ月分引き上げ、再任用職員勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げ、また平均として改定率0.2%の俸給を引き上げとして給料表を改正するものです。

それでは、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、参考資料の新旧対照表で説明いたします。

提案条例から11枚めくっていただきまして、新旧対照表17分の1ページをお開きください。勤勉手当について第19条の4の第2項第1号、条文中6行目の「100分の85」を「100分の95」に改め、第2号の条文中2行目「100分の40」を「100分の45」に改めます。

次の17分の2ページ目をお願いいたします。内容は、前のページからその引き継ぎますが、その他の経過措置として、附則13項の条文の3行目と4行目にかけて「100分の1.275」を「100分の1.425」に改め、5行目の「100分の85」を「100分の95」に改めます。なお、これは、平成29年12月1日より適用するものです。

次のページより、給料表の新旧対照表により下線部分を改正するものです。

17分の3ページより、別表第1は、行政職給料表について改正するものです。3ページあります。

17分の6ページより、医療職給料表2について下線部分を改正するものです。これも3ページあります。

17分の9ページより、医療職給料表3について下線部分を改正するものです。これは4ページあります。

17分の13ページより、海事職給料表について下線部分を改正するものです。3ページあります。

次の17分の16ページをお願いいたします。勤勉手当について第19条の4の2項第1号の条文中6行目「100分の95」を「100分の90」に改め、第2号の条文中2行目「100分の45」を「100分の42.5」に改めます。

17分の17ページをお願いいたします。その他の経過措置として附則13項の条文の3行目と4行目にかけて「100分の1.425」を「100分1.35」に改め、5行目「100分の95」を「100分の90」に改めます。なお、これは、平成30年4月1日より適用するものです。

それでは、条例議案の20分の20ページをお願いいたします。附則として、この条例は、公布の日から施行し、ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から適用となります。

附則の第2項として、第1条の規定による別表第1から別表第5までの規定は、平成29年4月1日から、改正後の職員給与条例第19条の4の規定は平成29年12月1日から適用となります。

附則の第3項として、改正後の職員給与条例の規定を適用する場合においては、改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払いと見なすものです。

そして附則の第4項として、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めることとなります。

以上で議案第115号「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。以上、よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

先ほどは失礼いたしました。今、2件全部説明がありましたので、一括してここに賛否を問います。

続いて、議案第114号「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第114号「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第114号は原案のとおり可決いたしました。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、議案第115号「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑はありませんか。（「なし」「ありません」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第115号「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

日程第12～21、議案第93号～第102号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第12、議案第93号、「平成29年度上島町一般会計補正予算(第4号)」から日程第21、議案第102号、「平成29年度上島町上水道事業会計補正予算(第1号)」までの補正予算案10件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第93号、「平成29年度上島町一般会計補正予算(第4号)」から日程第21、議案第102号、「平成29年度上島町上水道事業会計補正予算(第1号)」までの補正予算案10件を一括議題といたします。

それでは、議案第93号、「平成29年度上島町一般会計補正予算(第4号)」から順次提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第93号、「平成29年度上島町一般会計補正予算(第4号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,650万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正につきましては、お手元の予算説明資料、「平成29年度12月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計が8,800万円。特別会計は5,550万円で、その内訳は、国民健康保険診療所事業会計130万円、へき地出張診療所事業会計10万円、簡易水道事業会計310万円、CATV事業会計20万円、介護保険事業会計3,400万円、介護サービス事業会計マイナス60万円、魚島船舶事業会計560万円、特別養護老人ホーム事業会計1,180万円となっております。

企業会計である上水道事業会計は、88万4千円の補正となっております。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしまして、まず、国庫支出金631万2千円。これは、障害者福祉サービス費の増額に伴う障害者自立支援給付費国庫負担金182万9千円と離島活性化交付金の追加分248万2千円、また、マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金166万円等です。県支出金250万8千円。これは、障害者福祉サービス費の増額に伴う障害者自立支援給付費県負担金91万4千円と地域を担う認定農業者等の取組事業支援に係る認定農業者経営改善支援事業県補助金119万4千円等です。

繰入金3,800万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金5万5千円。諸収入32万5千円。これは、災害時や巡回時に使用する携帯用投光器、いわゆるヘッドライト等の購入に係る消防団員安全装備品整備等の助成金32万5千円です。

町債4,080万円。これは、9月から開始しました生名船舶75歳以上優待制度事業等に充当する過疎ソフト債の追加分580万円、また、最終処分場整備に係る用地購入等による衛生施設整備事業債3,500万円です。

以上、8,800万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、地方債の補正ですが、予算書の5ページ、第2表、「地方債補正」をお願いいたします。

生名船舶75歳以上優待制度事業等の追加に伴い過疎対策事業の増額、また、最終処分場整備に係る用地購入等による衛生施設整備事業の増額をいたします。以上により、限度額の総額を補正前7億4,300万円から7億8,400万円に変更するものでございます。

「補正予算の概要」の2ページに戻ってください。2番目として、次の事務事業等が一部変更等を要するに至りました。

主な内容として、

- (1) の職員人件費は、人事異動等及び人事院勧告により人件費を補正するもので、金額は944万2千円です。
- (2) の障害福祉サービス事業(負担金)は、居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援、共同生活援助及び計画相談の実績増加に伴い補正するもので、金額は365万8千円です。なお、財源は国費182万9千円、県費91万4千円を予定しております。
- (3) の最終処分場整備事業は、整備予定地の用地購入及び立木補償等を補正するもので、金額は3,693万3千円です。なお、財源として衛生施設整備事業債3,500万円を充当する予定です。
- (4) のやる気ある農業活性化応援プロジェクト事業(補助金)は、農業経営と生産の規模拡大に意欲的に取り組む農業者等に対し補助金を交付するもので、申請件数の増加に対応し農業の更なる活性化を図るために補正するもので、金額は448万4千円です。なお、財源として過疎対策事業債250万円を充当する予定です。

その他、経常・投資経費の変更を要するに至りました。

以上で議案第93号「平成29年度上島町一般会計補正予算(第4号)」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

議案第94号「平成29年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ130万円増額し、予算の総額を2億6,130万円といたしました。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたしますので7ページをお願いいたします。歳入ですが、4款1項1目、一般会計繰入金100万円と、6款1項1目、繰越金30万円を補正し財源としております。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目2節、給料134万9千円は人事異動等により人件費を増額いたします。

9ページをお願いします。5款1項1目29節、予備費マイナス4万9千円で端数調整いたしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第95号「平成29年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ10万円追加し、予算の総額を690万円といたしました。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。

歳入ですが、6款1項1目、繰越金10万円を補正し財源といたしております。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目3節、職員手当6万4千円は人事異動等により人件費を増額しております。

9ページをご覧ください。3款1項1目29節、予備費3万6千円で端数調整をいたしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(中濱 淳一 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

はい、続いて、議案第96号「上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

1ページ目をお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ310万円追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,210万円といたします。

今回の補正は、魚島地区において、本年4月から新たに稼働した海水淡水化施設の初期運転の際に、水質が安定するまで清水を購入したことにより、今後予定している購入費用が不足することから、また、供用開始後、約30年も経過しているために神社の裏にある配水池へ送水するポンプの能力が低下していることから所要の補正を行うものです。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、3款1項1目1節の一般会計繰入金を290万円増額、4款1項1目1節の前年度繰越金については決算実績により20万円増額いたします。

次に歳出ですが、8ページをお願いします。2款1項1目11節の需用費については、清水購入費として248万4千円、2款1項2目11節の需用費については、送水ポンプ修繕費として64万8千円をそれぞれ増額しております。

なお、4款の予備費につきましては、歳入不足を予備費で補うための減額補正を行っております。以上で、議案第96号の説明を終わります。

○(蓼原 洋樹 広報情報課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、蓼原広報情報課長。

○(蓼原 洋樹 広報情報課長)

それでは、議案第97号「平成29年度上島町CATV事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ20万円増額し、予算の総額を1億4,020万円といたします。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお開けください。

歳入です。3款1項1目、繰越金ですが、歳出総額の増により、前年度繰越金を20万円増額いたします。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目2節、給料から4節の共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増額であります。

9ページをお願いいたします。3款1項1目29節の予備費ですが、歳出の人件費分をこの予備費を充て、35万7千円を減額いたしております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

それでは、議案第98号「平成29年度上島町介護保険事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ3,400万円を追加し、総額9億6,490万円とします。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。歳入です。3款1項1目の国庫負担金の介護給付費負担金268万円の増、2項1目、国庫補助金の調整交付金438万7千円の増。そして、4款1項1目の支払基金交付金の介護給付費交付金375万2千円の増、5款1項1目の県負担金の介護給付費負担金の167万5千円の増、そして7款1項1目の一般会計繰入金の介護給付費繰入金の167万5千円の増は、居宅介護サービスの訪問介護・通所介護の利用者の増、そして地域密着型介護サービスにおいて、介護度の高い利用者の増による、給付費の増額に伴うものとなります。

7款1項4目の一般会計繰入金、その中のその他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金の577万2千円の減は、人件費の一部を介護サービス事業会計に組み替えたことによるものであり、事務費繰入金1,559万7千円の増は、前年度分の介護給付費準備基金積立額の増額及び前年度分の国庫支出金と支払基金交付金の額の確定に伴い、返還金が生じたことに伴い増額するものとなります。

8ページをお願いします。7款2項1目、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金76万9千円の減は、国庫補助金の調整交付金の増額見込みに伴う準備基金の取り崩しによる減額となります。8款1項1目、繰越金1,019万7千円の増は、前年度繰越金の確定による増額となります。

続いて歳出となります。13ページをお願いします。2款2項1目の居宅予防サービス給付費の800万円の増、3目の地域密着型介護予防サービス給付費の150万円の増は、利用者及び利用回数の増に伴うものとなります。

14ページをお願いいたします。2款2項7目の介護予防サービス計画給付費の300万円増は、ケアプラン作成件数の増加に伴うものとなります。

19ページをお願いします。4款1項1目の積立金822万円の増は、前年度に積み立てることが出来なかった介護給付費準備基金積立金を今年度に繰り越して積み立てるものとなります。

22ページをお願いします。7款1項3目、償還金の償還金利子及び割引料1,824万円の増は、前年度の国庫支出金及び支払基金交付金の額が確定したことにより返還金が生じたものになります。また、1款の総務費における人件費等の増額は、人事院勧告等によるものであり、5款の地域支援事業における人件費等の減額は、一部を介護サービス事業会計に振り替えたことによるものとなります。以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いします。

続いて、議案第99号「平成29年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ60万円を減額し、総額5,400万円といたします。

予算の主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。歳入となります。1款2項1目の介護予防サービス計画費収入490万円の増は、介護保険事業会計からの組み替えとなります。2款1項1目、一般会計繰入金の550万円の減は、歳出の減額に伴うものになります。

続いて、歳出となります。8ページをお願いします。2款2項1目の地域密着型サービス事業及び9ページの2款3項1目の居宅介護支援事業費における人件費等については、人事院勧告及び人事異動に伴う増減となります。2款3項2目の介護予防支援事業費につきましては、介護保険事業会計からの組み替えとなります。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いします。

○(河端 光法 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、河端公共交通課長。

○(河端 光法 公共交通課長)

はい、それでは議案第100号「平成29年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ560万円増額し、総額を1億1,590万円といたします。

予算の主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。歳入です。3款1項1目、離島航路補助金は、県の補助金額の確定による補正です。4款1項1目、一般会計繰入金は歳出の増加に伴い、繰入金を500万円増額するものです。5款1項1目、前年度繰越金は、決算額の確定によるものです。

8 ページをお願いします。歳出です。1 款 1 項 1 目の共済費の増額は、事務職員の共済掛金に係る標準報酬月額の見直しに伴うものです。

9 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目の職員手当、共済費は、4 月の人事異動等に伴う船員人件費の補正です。1 款 2 項 3 目、需用費の修繕費ですが、9 月に行いました「ニューおしま 2」の特別中間検査の結果により、必要箇所の修繕を行いましたが、修繕費の増額が必要になったために補正するものです。

以上で「平成 29 年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(村上 和彦 海光園長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上海光園長。

○(村上 和彦 海光園長)

それでは、議案第 101 号「平成 29 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。今回の補正予算は、第 1 条にございますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1, 180 万円を追加し、総額を 4 億 1, 480 万円とします。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、7 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 1, 140 万円の増は、歳出予算の増に伴い予算総額調整のため増額計上するものです。

次に 8 款 1 項 1 目の繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、40 万円を増額計上するものです。

続いて、歳出について説明しますので、8 ページをお願いします。まず、1 款 1 項 1 目の一般管理費については、1, 175 万 3 千円の増額補正となっております。

内訳は、2 節、給料、3 節、職員手当等、4 節、共済費については、人事異動及び人事院勧告等に伴い、それぞれ増額計上するものです。また、7 節 賃金につきましては、病休している職員の対応に伴うパート職員の賃金について、増額計上するものです。

続いて、9 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目、予備費については、予算総額調整のため、4 万 7 千円を増額計上しております。

以上、簡単ですが、議案第 101 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(中濱 淳一 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

続いて、議案第 102 号「上島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

1 ページ目をお願いします。今回の補正は、4 月の人事異動に伴う異動者間の差額等に伴う人件費の補正です。

まず、第 2 条で水道事業会計予算の第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正

するもので、第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を88万4千円増額し、水道事業費用の総額を2億2,988万4千円といたします。

次に、第3条で予算第5条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費である職員給与費を88万4千円増額し、1,462万1千円といたします。

2ページ目をお願いいたします。次に、予算実施計画であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものでありまして、収益的支出のうち1款1項3目総係費につきまして、職員の異動等に伴う給料等の人件費88万4千円を増額するものでございます。

なお、3ページ以降には予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表等を添付しておりますので、後ほどご参照ください。以上で、議案第102号の説明を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、提案理由の説明がありました。お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第93号から議案第102号については、予算決算委員会に付託して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、議案第93号から議案第102号の補正予算案10件については、予算決算委員会に付託して審議することに決定しました。よって、本日ここでは質疑は省略いたします。

ここで10分間の休憩に入ります。

（ 休 憩 ： 午前11時05分 ～ 11時15分 ）

日程第22、議案第103号

○(濱田 高嘉 議長)

会議を再開いたします。

続いて、日程第22、議案第103号、「上島町特定環境保全公共下水道弓削浄化センター再構築の建設工事委託に関する協定の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第103号、「上島町特定環境保全公共下水道弓削浄化センター再構築の建設工事委託に関する協定の一部変更について」説明いたします。

平成28年8月3日、議会の議決を得て契約を締結した上島町特定環境保全公共下水道弓削浄化センター再構築の建設工事委託に関する協定の一部を次のように変更するものでございます。

変更内容、1. 委託協定の金額 変更前2億950万円、変更後 1億9,157万円、増減額 マイナス1,793万円。

提案理由といたしましては、建設工事を委託した日本下水道事業団の入札結果及び工事の

精算に伴い、委託協定金額を減額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

なお、工事変更委託内容につきましては、次に添付しております建設工事委託費内訳表をご参考にしてください。以上、よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

それでは議案第１０３号、「上島町特定環境保全公共下水道弓削浄化センター再構築の建設工事委託に関する協定の一部変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第１０３号は原案のとおり可決されました。

日程第２３、議案第１０４号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、議案第１０４号の「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(宮 脇 馨 町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

それでは、議案第１０４号の提案理由の説明をさせていただきます。

上島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。平成２９年１２月２３日をもって任期満了を伴い、新たに委員を選任する必要が生じたため、この案を提出します。

内容につきましては、次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいため地方税法第４２３条第３項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

住所 上島町弓削下弓削４９６番地、氏名 春富信利、生年月日 昭和１６年７月４日。

参考規定としまして、地方自治法第１８０条の５第３項となっております。あと、この方の履歴書、それから委員名簿を参考資料を添付しておりますのでご参考にお願いします。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑と討論を省略して、直ちに起立による採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

これから、議案第１０４号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に春富信利氏を選任することについて、同意する方は起立願います。

(賛成者、起立)

起立全員です。よって、議案第104号は同意することに決定しました。

日程第24～30、議案第105号～第110号

○(濱田 高嘉 議長)

次の日程第24、議案第105号～日程第30、議案第110号までの「指定管理者の指定について」の案件は一括して説明をいただいた後、質疑・採決については議案ごとに行いたいのと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

それでは、日程第24、議案第105号～日程第30、議案第110号までの「指定管理者の指定について」、一括して提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第105号、「上島町スポーツ合宿村公園の指定管理者の指定について」、議案第106号、「上島町弓削高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第107号、「上島町岩城高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第108号、「上島町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第109号、「上島町岩城農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」、議案第110号、「上島町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」、及び議案第112号、「上島町岩城観光センターの指定管理者の指定について」は提案理由が同じでございますので、一括して説明いたします。

提案理由といたしましては、7施設の指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了するため、地方自治法第244条の2第6項及び上島町公の施設における指定管理者の指定に関する手続き等に関する条例第4条の規定により議会の議決を求めるためにこの案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、荒井管財課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(荒井 健 管財課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、荒井管財課長。

○(荒井 健 管財課長)

それでは、議案第105号から議案第110号までと議案第112号について一括してご説明いたします。

まず、議案第105号の上島町スポーツ合宿村公園については、「株式会社いきなスポレク」。

次に、議案第106号の上島町弓削高齢者生活福祉センター、議案第107号の上島町岩城高齢者生活福祉センター及び議案第108号の上島町生名ディサービスセンターの3つの施設は、「社会福祉法人上島町社会福祉協議会」。

続きまして、議案第１０９号の上島町岩城農水産物処理加工施設、及び議案第１１２号の上島町岩城観光センターの２つの施設は、「株式会社岩城物産センター」。

続いて、議案第１１０号の上島町獣肉処理加工施設は、「上島町獣肉処理加工会」。

以上の７つの施設については、上島町公の施設指定管理者選定審議会の選定どおり、指定管理の候補者としております。

なお、指定期間についてですが、公募により指定管理の候補者を選定した「上島町獣肉処理加工施設」については、平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日までの３年間とし、公募によらないで指定管理の候補者を選定した「上島町スポーツ合宿村公園」、「上島町弓削高齢者生活福祉センター」、「上島町岩城高齢者生活福祉センター」、「上島町生名デイサービスセンター」、「上島町岩城観光センター」及び「上島町岩城農水産物処理加工施設」の６つの施設については、指定管理期間を平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日までの５年間としております。

また、施設ごとに指定管理者指定申請書、事業計画書及び収支予算書を添付しておりますので参考にしてください。

以上、簡単ですが、議案第１０５号から議案第１１０号までと議案第１１２号までの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の一括説明がありました。

はじめに、議案第１０５号、「上島町スポーツ合宿村公園の指定管理者の指定について」、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第１０５号、「上島町スポーツ合宿村公園の指定管理者の指定について」、を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第１０５号は、原案のとおり可決されました。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、議案第１０６号、「上島町弓削高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第１０６号、「上島町弓削高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第１０６号は、原案のとおり可決されました。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、議案第１０７号、「上島町岩城高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第１０７号、「上島町岩城高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第１０７号は、原案のとおり可決されました。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、議案第１０８号、「上島町生名デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第１０８号、「上島町生名デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第１０８号は、原案のとおり可決されました。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、議案第１０９号、「上島町岩城農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」、質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第１０９号、「上島町岩城農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第１０９号は、原案のとおり可決されました。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、議案第１１２号、「上島町岩城観光センターの指定管理者の指定について」、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないよう

ですから討論を終わります。

これから、議案第１１２号、「上島町岩城観光センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第１１２号は、原案のとおり可決されました。

○（濱田 高嘉 議長）

続いて、議案第１１０号、「上島町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第１１０号、「上島町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第１１０号は、原案のとおり可決されました。

○（濱田 高嘉 議長）

次の請願の審議に入る前にご報告いたします。

去る１０月１９日に議会広報委員会委員の平山議員、翌日２０日に同委員会委員長の大西議員から、また１０月３０日に同委員会委員の寺下議員から一身上の都合等の理由により辞職願が提出されました。

１０月は議会閉会中でありましたので、上島町議会委員会条例第１１条第２項の規定により、議長の私が辞任願を受理し、辞任を許可いたしました。

この辞任を受けて、現在の委員により、新たに議会広報委員会委員長並びに副委員長を互選していただきましたので、その互選結果をご報告いたします。

議会広報委員会委員長に林 康彦議員、副委員長に村上要二郎議員、以上のように決まりましたのでご報告いたします。

なお、現在、定員７名には達しておりませんが、当面は４名で対応していただくことにしております。以上です。

日程第３１、請願第２号

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第３１、請願第２号「「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書」を議題といたします。

お諮りいたします。「請願第２号」については、会議規則第９２条第２項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって「請願第2号」については、委員会の付託を省略することに決定しました。

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、紹介議員である土居 計彦議員、説明をお願いいたします。土居議員、登壇をお願いします。

(土居計彦議員、登壇)

○(10番・土居 計彦 議員)

請願第2号「「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書」、この請願書、請願が愛媛県の国民の食糧と健康を守る愛媛県連絡会 会長 村田 武 様から提出されましたので、上島町議会としては、請願をお受けしたいと思います。まあ、時間をいただきまして、資料は皆さんにお渡ししておりますけども、要は、内容はですね、「米の生産農家の経営が成り立つように政府として補助をしてもらいたい」という請願書でございます。皆さんのお手元に配っておりますので、ご一読いただけたらと思います。以上です。

(土居計彦議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、説明がありました。これから質疑を行います。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これから、請願第2号「「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書」を採決いたします。「請願第2号」を採択とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。したがって、請願第2号「「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書」は、採択とすることに決定しました。

日程第32、請願第3号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第32、請願第3号「「年金支給の毎月払い」「年金支給開始年齢の引き上げは行わないこと」を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。「請願第3号」についても、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって「請願第3号」についても、委員会の付託を省略することに決定しました。

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、紹介議員である池本光章議員、説明をお願いいたします。

(池本議員、登壇)

○(3番・池本 光章 議員)

失礼いたします。それでは、全日本年金者組合愛媛県支部委員長より、年金支給の請願について請願書が提出されておりますので、その内容について読み上げさせていただいたらと

思います。よろしくお願いいたします。

公的年金は高齢者世帯収入の約7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっています。

現在、年金の支給は隔月となっていますが、欧米諸国では毎月支給を実施しています。消費生活のサイクルは月単位であり、年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって、月ごとの計画的な生活設計が成り立つことが期待できます。年金の毎月支給は高齢者にとって切実で緊急の要求となっています。

また、年金の支給開始年齢の引き上げが検討課題となっています。年金開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付の減少が生じることとなり、将来世代に影響が強く出てくることが懸念されます。このことには、若者の年金不信を助長し、ひいては、年金制度への信頼がさらに低下することにつながります。

特に、若者からの信頼を高めるためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、併せて将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められます。年金は、そのほとんどが消費に回るため、年金の増減は消費や税収等、地方経済と地方財政に大きな影響を与えます。

つきましては、年金問題に関わる私たちの切実な要求である下記事項について、意見書を採択し、地方自治法99条に基づいて、政府関係省庁に送付されるようお願いいたします。

1. 隔月支給の年金を国際水準である毎月支給に改めること。
2. 年金支給開始年齢のこれ以上の引き上げは行わないこと。

以上でございます。

(池本議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、請願第3号「「年金支給の毎月払い」「年金支給開始年齢の引き上げは行わないこと」を求める請願」を採決いたします。「請願第3号」を採択とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。したがって、請願第3号「「年金支給の毎月払い」「年金支給開始年齢の引き上げは行わないこと」を求める請願」は、採択とすることに決定しました。

○(濱田 高嘉 議長)

これから、あの一実は、議会側から請願書1件、それから決議案1件、2件を提出されております。この件について、議員間で協議したいと思いますので、議員の方は別室に第一会議室にお集まりください。

なお、議会の再開は午後 1 時からといたします。よろしくお願いいたします。

(休 憩 : 午前 1 1 時 4 3 分 ~ 午後 1 時 0 0 分)

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、会議を再開いたします。

別紙追加日程のとおり、議会側から請願書 1 件並びに決議案 1 件の 2 つの案件が提出されています。ここで、この 2 件を日程に追加し、追加日程第 4 並びに第 5 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

よって、請願第 4 号並びに決議第 1 号を本日の日程に追加し、追加日程第 4 並びに第 5 として、日程の順序を変更して、ここで直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 4、請願第 4 号

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、追加日程第 4、請願第 4 号「民間航路業者存続に関する請願書」を議題といたします。

お諮りいたします。「請願第 4 号」についても、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

○(8番・平山 和昭 議員)(挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

これあの一、委員会付託に省略という話ですが、えーとですねえ、あの一、請願書の連名の中に、今朝ほど一般質問で出ました航路業者、あるいは今朝ほどのそれに対する町長の答弁等につきまして、非常にその一先々が見えない微妙な内容も含まれておりますので、この請願を採択することにはちょっと慎重に取り扱っていただきたいと思いますので、委員会付託、委員会での慎重審査をお願いしたいと思うんですが。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、今、平山議員の方からこの「請願第 4 号」については、委員会に付託して慎重審議をしたらどうかという意見が出ました。この意見に賛成の方は挙手をお願いできますか。

(賛成者、挙手)

(賛成者：村上議員・林議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・寺下議員・平山議員・池本興治議員、反対者：前田議員、土居議員、松原議員、亀井議員)

挙手、多数です。それでは、この請願第 4 号については、「産業建設委員会に付託する」ということにいたします。この内容につきましては、15 日の予算決算委員会と同じメンバーですので、その後、同日審議して行きたいと思います。そして結論は、20 日の議会に提出するという形を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

今、議長の方から述べられたんですけど、まあ、時間的にねえ、いつかいう事は難しい面があると思うんでね。やはりあの一、もうちいと先々の審議をして行かないと思うんでね、私はもう産業建設委員会にその点については任した方が良いんじゃないかと思えますけど。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、あの一、私の趣旨の言葉が足らなかったと思うんですけど、もう20日に間に合えばという話なので、産業建設委員会で審議していただいて、時間が間に合わないのであれば、それはそれとして認めていきたいと、こう思っております。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい、ちょっと待ってください。

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

あの一、審議日程等々は、産業建設委員長が招集をかけるんであってね、ここでは議長がそういうことに対しての発言は差し控えていただきたいと私は思うんですけど、その点においてはもう産業建設に付託した以上は産建の委員長の下に委員会を運営していくべきだと思います。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、わかりました。寺下議員の指摘によって、産建の委員会で運用していただくことにいたします。

それでは、「請願第4号」につきましては、付託するということで決まりましたけども、一応請願が出ていますので、これは前田省二議員の方から一応趣旨だけこの席で発表していただければと、こう思っております。よろしくお願いいたします。

(前田議員、登壇)

○(9番・前田 省二 議員)

はい、私の方から地元運輸業者の4名の社長さんから請願書が出ておりますので、請願書を読ましていただけたらと思います。

上島町議会議長 濱田高嘉 様、提出者 弓削汽船株式会社 代表 原田 勝弘、提出者 岩城汽船株式会社 代表 松浦 明広、提出者 有限会社 長江フェリー 代表 西本 和記かな、提出者 有限会社 家老渡フェリー汽船 代表 吉梅 栄二、紹介者 前田 省二です。

請願趣旨、上島架橋の進展により、我々民間航路業者の運営ばかりか、会社の存続や従事者の雇用の場が危うい状況になりつつあります。

上島町議会におかれましては、この事態を上島町民のライフライン確保の危機と捉え、民間航路業者が今後も安心して事業運営を継続できる政策を推進していただきますようお願いいたします。

あと内容を書いておりますが、請願事項といたしまして、民間航路従事者の雇用確保、2番目、上島町と民間航路業者の個別協議、3. 民間航路業者活用による上島町財政の健全化をご希望しております。

以上であります。

(前田議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

はい、「請願第4号」につきましては、先ほど申しましたように産業建設委員会にこの案件を付託いたします。

追加日程第5、決議第1号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、追加日程第5、決議第1号「公共事業等町行政に対し反社会勢力若しくは利害関係者等からの不当な干渉等を許さない決議」を議題といたします。

提出者である亀井議員、説明をお願いいたします。

(亀井議員、登壇)

○(13番・亀井 文男 議員)

決議第1号、「公共事業等町行政に対し反社会勢力若しくは利害関係者等からの不当な干渉等を許さない決議について」、上島町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の決議案を別紙のとおり提出する。平成29年12月13日、上島町議会議長 濱田 高嘉様。提出者 上島町議会議員 亀井 文男、賛成者 上島町議会議員 松原 彌一、賛成者 上島町議会議員 池本 興治、賛成者 上島町議会議員 土居 計彦、賛成者 上島町議会議員 前田 省二、賛成者 上島町議会議員 平山 和昭、賛成者 上島町議会議員 寺下 満憲、賛成者 上島町議会議員 藏谷 重文、賛成者 上島町議会議員 大西 幸江、賛成者 上島町議会議員 池本 光章、賛成者 上島町議会議員 林 康彦、賛成者 上島町議会議員 村上 要二郎。

提案理由、公共事業等町行政に対する反社会勢力若しくは利害関係者等からの不当な干渉等を排除することを目的として、この決議案を提出する。

公共事業等町行政に対して反社会勢力若しくは利害関係者等からの不当な干渉等を許さない決議、本年12月定例議会において、公共施設の指定管理者の指定に係る提出予定議案を理事者が直前に留保するという事態が発生した。留保理由として議案の不備等ではなく、指定管理者として新規参入を希望し、公募に応募してきた事業者に対し、外部から圧力があつたとされる。このことは誠に憂慮すべき状況である。

公共事業等町行政に対し外部からの干渉を受けることは、上島町民の安心安全と住民利益を脅かすことにほかならず、上島町議会にあっては、公共工事をはじめ公共施設の指定管理業務委託等に関し、反社会勢力あるいは当該事業に係る利害関係者等が、行政に不当に干渉することは断じて容認できないところである。

よって、ここに上島町議会基本条例第3条並びに第14条の精神に基づき次の決議をする。

1. 上島町議会は、公共事業等町行政に対して反社会勢力若しくは利害関係者等からの不当な干渉や圧力を決して許さない。平成29年12月13日、上島町議会。

(亀井議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。本案は、質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、本案は、質疑・討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから、決議第1号「公共事業等町行政に対し反社会勢力若しくは利害関係者等からの不当な干渉等を許さない決議」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。したがって、決議第1号「公共事業等町行政に対し反社会勢力若しくは利害関係者等からの不当な干渉等を許さない決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第33～37、報告第25～29号

○（濱田 高嘉 議長）

ええー、お諮りいたします。「日程第33、報告第25号から日程第37、報告第29号までの5件の「議員派遣報告について」を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、「日程第33、報告第25号から日程第37、報告第29号までの5件の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手元に配布のとおり報告書が提出されております。なお、報告第28号及び29号につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第25号（魚島国保診療所改築工事安全祈願祭）、報告第26号（第72回国民体育大会（愛顔つなぐえひめ国体））、報告第27号（平成29年度第2回町議会議員研修会）、報告第28号（上島町文化祭総合開会式）、報告第29号（議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会）。以上で議員派遣報告を終わります。

日程第38～第40、議員派遣の件

○（濱田 高嘉 議長）

次に、日程第38～40の「議員派遣の件について」も一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

よって、日程第38～40の「議員派遣の件について」も一括議題といたします。本件については、主催者側から出席についての案内がありましたので、お手元に配布のとおり「上島町成人式」、「上島町商工会年賀交歓会」、「上島町消防出初式」に議員を派遣することにしたしたいと思います。

お諮りいたします。「上島町成人式」、「上島町商工会年賀交歓会」、「上島町消防出初式」に議員を派遣することにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、「上島町成人式」、「上島町商工会年賀交歓会」、「上島町消防出初式」に議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 散 会

○(濱田 高嘉 議長)

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

次回は、12月20日の午前11時から会議を開いて、本日、予算決算委員会に付託しました「平成29年度上島町一般会計補正予算（第4号）」ほかの審議を行うこととし、議事日程は当日配布いたしたいと思います。

お諮りいたします。本日はこれで散会とすることに、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会といたします。ご苦勞様でした。

（起立、礼）

（了）

（平成29年12月13日 午後 1時20分閉会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 濱 田 高 嘉

署名議員 池 本 光 章

署名議員 林 康 彦